

千里金蘭大学における公的研究費の運営・管理の責任体系

令和 5(2023)年 4 月 1 日現在

最高管理責任者	学長
千里金蘭大学「公的研究費取扱規程」	
第 4 条 本学に、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。	
統括管理責任者	
(同上規程)	
第 5 条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。副学長職が空席の場合は、第 6 条に規定するコンプライアンス推進責任者が兼ねるものとする。	
コンプライアンス責任者	栄養学部長
	栄養学部 栄養学科長
	教育学部長
	教育学部 教育学科長
	看護学部長
	看護学部 看護学科長
	看護学研究科長
	学修・キャリア総合支援センター長
	附属図書館長
	研究推進・社会連携センター長
	大学事務局長
(同上規程)	
第 6 条 部局等(事務部門を含む。以下この条において同じ。)における公的研究費の管理・運営について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、当該部局の長をもって充てる。	
※第 2 条第 4 項 この規程において「部局等」とは、各学部・学科、研究科、各センター、附属図書館及び大学事務局をいう。	